

都道府県の国民の保護に関する計画について

平成18年3月31日
閣 議 決 定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第5項の規定に基づき、平成18年3月13日付けをもって下記の都県の知事から協議のあった国民の保護に関する計画については、政府としては、異議がないものとする。

記

青森県 宮城県 福島県 栃木県 群馬県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 三重県 兵庫県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 長崎県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県